

様式 1 (設計者から建築主事へ)

報告対象	建築主氏名		建築確認申請日	平成	年	月	日
	建築物	建築場所					

### 地盤の状況判断等に関する報告書

標記の建築に関する地盤の状況判断と基礎の設計について、下記①～⑧のうち○で囲んだものとしたことを、報告します。

平成 年 月 日

石巻市 建築主事 様

建築士事務所(名称、電話) \_\_\_\_\_

設計者氏名(個人名) \_\_\_\_\_ 印

- ① 地盤の長期応力度の制限がない杭基礎とした。
- ② 地盤の長期応力度が20 kN/m<sup>2</sup>以上と判断し、鉄筋コンクリート造のべた基礎とした。
- ③ 地盤の長期応力度が30 kN/m<sup>2</sup>以上と判断し、底盤の幅が下表2の(1)であるRC造の布基礎とした。
- ④ 地盤の長期応力度が50 kN/m<sup>2</sup>以上と判断し、底盤の幅が下表2の(2)であるRC造の布基礎とした。
- ⑤ 地盤の長期応力度が70 kN/m<sup>2</sup>以上と判断し、底盤の幅が下表2の(3)であるRC造の布基礎とした。
- ⑥ 地盤の長期応力度が70 kN/m<sup>2</sup>以上で、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずるおそれのない場合と判断し、無筋コンクリート造のべた基礎とした。
- ⑦ 地盤の長期応力度が70k N/m<sup>2</sup>以上で、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずるおそれのない場合と判断し、無筋コンクリート造の布基礎とした。
- ⑧ 構造計算により、\_\_\_\_\_とした。

表1:基礎の形式と地盤の長期応力度の関係(平成12年建設省告示第1347号)

基礎の形式	地盤の条件
くい基礎	地盤の長期応力度の制限はない。
鉄筋コンクリート造のべた基礎	地盤の長期応力度が20 k N/m <sup>2</sup> 以上。
鉄筋コンクリート造の布基礎	地盤の長期応力度が30 k N/m <sup>2</sup> 以上。(表2を参照)
無筋コンクリート造のべた基礎 無筋コンクリート造の布基礎	地盤の長期応力度が70 k N/m <sup>2</sup> 以上で、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずるおそれがない。

表2:布基礎の底盤の幅(平成12年建設省告示第1347号)

建築物の種類 地盤の長期許容応力度	木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物		その他の建築物
	平屋建て	二階建て	
(1) 30 k N/m <sup>2</sup> 以上 50 k N/m <sup>2</sup> 未満	30 cm以上	45 cm以上	60 cm以上
(2) 50 k N/m <sup>2</sup> 以上 70 k N/m <sup>2</sup> 未満	24 cm以上	36 cm以上	45 cm以上
(3) 70 k N/m <sup>2</sup> 以上	18 cm以上	24 cm以上	30 cm以上